静岡市男女共同参画審議会について

1 設置、目的等

- ◆静岡市男女共同参画推進条例第 24 条(設置) 男女共同参画を円滑に推進するため、静岡市男女共同参画審議会を置く。
- ◆静岡市男女共同参画推進条例第 25 条 (所掌事務) 審議会は、第 16 条第 3 項の規定による<u>諮問に対し答申を行う</u>ほか、<u>男女共同</u> 参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。

※静岡市男女共同参画推進条例第16条第3項

「市長は、行動計画の策定に当たっては、第 24 条の静岡市男女共同参画審議会へ諮問し、かつ、市民の意見を聴かなくてはならない。」

2 組織

◆静岡市男女共同参画推進条例第26条以降

・委員 : 15名以内(学識経験、団体推薦、市民) ※男女いずれかの一方の委員の数は、委員の総数の10分の4以上

任期 : 2年 (令和5年6月23日~令和7年6月22日)

3 委員の役割

年間3回程度の審議会の中で、静岡市の男女共同参画事業等について調査審議 を行う。

令和5年度は、年間2回開催予定で、第3次男女共同参画行動計画、DV防止 基本計画、女性活躍推進計画の進捗状況等について、審議を行う。

4 令和5年度の日程(予定)

(1)第1回審議会【令和5年8月23日】: 委嘱状交付、会長·副会長選任、 男女共同参画行動計画等進捗状況報告、 意見交換

(2) 第2回審議会【令和6年1月頃】 : 男女共同参画に係る調査審議

5 審議会の公開、会議録の作成・取扱い

・「静岡市における附属機関等の設置及び運営に関する指針」及び「附属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、特別な場合を除き原則公開とし、会議 終了後は会議録を作成・公開する。

6 資料送付·連絡方法

- ・開催通知文等はメール送付、会議資料等の書類は郵送にて送付する。
- ・日程・開催の調整、出欠席の連絡は、メールを中心に電話・FAX により行う。